

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

<p>路 線 名</p>	<p>県道行田東松山線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>東松山市加美町三〇九四番五地 先から同市加美町三〇六八番二 地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年十月七日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十八年十月七日付け 埼玉県東松山県土整備事務 所長告示第十二号で告示し た道路予定区域の供用開始 である。延長二一四・〇〇 メートル。</p>